

愛媛県議会基本条例の一部改正（案）【骨子】

愛媛県議会基本条例 改正の背景

近年、日本各地で大規模な災害が発生しており、本県においては、近い将来、南海トラフ巨大地震による災害の発生が危惧されています。

また、先般の平成 30 年 7 月豪雨では、県内にも甚大な被害が発生し、県議会では「愛媛県議会平成 30 年 7 月豪雨復興支援対策本部」を立ち上げての支援のほか、要望活動等などの必要な対応を行ってきました。

これらのことから、平成 30 年 7 月豪雨において県議会が行ってきた対応等を踏まえ、大規模災害その他の緊急事態における議会の対応についての条文を議会基本条例に追加することとしました。

このことにより、議会運営の基本理念として、大規模災害等における対応について明確に示すとともに、議会としての一層の危機管理意識の醸成を図りたいと考えています。

議会基本条例の改正（案）

第 3 章 議会運営 の最後に次の条文を追加し、現行の第 10 条以下を 1 条ずつ繰り下げます。

（大規模災害その他の緊急事態への対応）

第 10 条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 議会は、前項の対応を行うための体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

また、第 5 章 知事との関係 の現行第 19 条の後に次の条文を追加し、現行第 20 条以下の条文を更に繰り下げます。

（大規模災害その他の緊急事態における情報提供等）

第 21 条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、必要に応じ、知事等に対する情報提供、提言等を行うものとする。

【条文案の説明】

(1) 第 10 条第 1 項は、大規模災害その他の緊急事態が発生した場合に議会が行う対応について規定しています。

大規模災害その他の緊急事態

- 大規模な風水害、地震等の自然災害のほか、武力攻撃事態などを想定しています。
「大規模」の程度や緊急事態の範囲については、明確な基準を設けることが困難なため、災害等の状況に応じて判断することとなります。

状況の把握その他の調査活動

- 状況の把握は、主に目前に発生している緊急事態の現状の把握を想定し、その他の調査活動は、次のような内容を想定しています。
 - ・ 将来に向けての県民からの要望の調査
 - ・ 意見書、決議、要望活動など、議会として取りうる対策を実施するための、過去の事例や他県の先例の調査

議会の役割を踏まえた必要な対応

- 知事から提出された補正予算をはじめとする議案の審査、意見書、決議、要望活動等の実施を想定しています。

(2) 第 10 条第 2 項は、第 1 項の対応を行うために議会が行う措置について規定しています。

体制の充実強化その他の措置

- 平成 30 年 7 月豪雨復興支援対策本部のような、県議会内での緊急事態に対応する組織の編成、緊急事態における議会の対応マニュアルの作成、平時における防災訓練の実施、その他議会として行うべきあらゆる措置を想定しています。

(3) 第 21 条は、大規模災害その他の緊急事態が発生した場合の議会からの知事に対する情報提供、提言等について規定しています。

知事等に対する情報提供、提言、

- 二元代表制の一翼を担うという観点から、知事等に対する情報提供、提言等を行うことを想定しています。